

岩見沢市障がい福祉計画

第3期(平成24年度～平成26年度)



平成24年3月
岩見沢市

はじめに

平成18年度に障害者自立支援法が施行され5年が経過しました。障がいのある人の自立した生活を支援する制度体系は、5年の歳月の中で当事者や関係者からのさまざまご意見によって、きめ細かなサービスの提供や環境づくりを実現するための調整が行われ、実状に合ったふさわしい制度となりつつあります。

岩見沢市では、平成18年度からこのような施策を円滑に運営できるように、適切なサービスを見込み、障がいのある人もない人も共に地域で生活ができるることを目的とした障がい福祉計画を策定してまいりました。

そしてこの度、平成18年度に策定した第1期計画、それを見直し策定した第2期計画についての評価を行い、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第3期計画を策定いたしました。

この「岩見沢市障がい福祉計画（第3期計画）」では、第1期計画、第2期計画からの目標でもある「施設入所者の地域生活への移行」と「福祉施設から一般就労への移行」について引き続き推進していくとともに、希望するライフスタイルにおいて必要とされるサービスの提供体制や、暮らしの中で抱える悩みや不安を補う相談支援体制など、障がいのある人の地域での生活を支援していく体制の拡充を図っていきます。

『共生社会』の実現に向け、障がいのある人が自立し、明るく元気に社会で活動し、生きがいを持って暮らすことが出来る地域社会を、市民の皆さんと一緒に考え、作り上げていくことは岩見沢市の願いです。

岩見沢市が取り組む「人にやさしい温かい街づくり」の推進には、障がい者施策の充実が大きな課題であり、市民の皆さん一人ひとりのご理解とご協力をお願ひする次第であります。

最後に、計画策定に向けてご審議いただいた岩見沢市障がい福祉計画策定委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さんや関係各位に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

岩見沢市長 渡辺 孝一



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	
2 法的根拠と他計画との関連	
3 計画の基本理念	
4 計画の期間	
5 計画の策定体制	
6 達成状況の検証と評価	
第2章 障がい者福祉施策の概要	5
1 障害者自立支援法の施行	
2 障害者自立支援法施行後の国の動向	
3 障がいのある人の現況	
4 障がいのある人の意向調査結果	
第3章 第2期計画の進捗状況と課題	19
1 第2期計画の概要	
2 目標値の達成状況と課題	
3 サービス見込量と実績	
第4章 平成26年度の基本目標と見込量	26
1 基本目標設定の考え方	
2 障害福祉サービスの見込量	
3 地域生活支援事業の見込量	
【資料編】	35